

ベトナム
社会主義共和国
外務省

144/CH-LS-QHLS

ベトナム社会主義共和国外務省領事局は在ハノイ外交団, 領事団, 国際機関団に敬意を表するとともに, COVID-19 感染症予防措置に関する各通報に引き続き, 以下のとおり申し進める光栄を有する。

1. 1 3月18日午前0時から30日間, ベトナムに入国する者に対する査証発給を停止する。

1. 2 3月18日午前0時から, 査証免除の対象者, 査証免除書の保有者, 特別な場合(たとえば, 専門家, 企業管理者, 高技能労働者)に当たる者に対する査証の保有者が, ベトナムに入国する場合, 外国の権限ある機関が発行する新型コロナウイルス感染症が陽性でないことを証明する証明書を持ち, かつ, この証明書についてベトナムによる承認を得なければならない。

上記の措置は, 外交又は公用目的で入国する者には適用されない。

2. 1 入国する場合は, ベトナムの現行の規定に沿って, 検査を受け, 感染対策措置を遵守し, 適切な医療隔離を受けなければならない。

2. 2 現在, 集中隔離になっているケースに加えて, 米国, 欧州各国及びASEAN各国から入国する者に対して, 集中隔離を行う。同時に, 集中隔離に属さない対象について, 自宅, 企業, 居住地での隔離・医療観察, 又はグループ毎の観察を受けなければならない。

2. 3 ベトナム関係機関は, 飛行機で到着する入国者を選定し, 空港で医療検査を行い, 入国者に対するサンプル検査を行う。

ベトナムは, この困難な決定に対する理解が得られることを希望するとともに, 国際社会の共通努力と協力により, 感染症が早期に落ち着くことを確信している。

以上を申し進めるに際し, ベトナム社会主義共和国外務省領事局は在ハノイ代表機関に対し, 改めて敬意を表する。

ハノイ, 2020年3月17日

宛先: 外交団, 領事団, 国際機関団

ハノイ